

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第32号（令和3年6月）広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 第7回西広島駅北口土地区画整理審議会が5月28日（金）に西区役所で開催されました

なお、この度の審議会は、新型コロナウイルス感染症対策について、各委員の了承を得た上で開催したものです。

○ 審議会の内容【非公開】

個人情報を含む内容であることから非公開にて開催し、換地設計(案)に対する意見書への対応や仮換地の指定についてご審議いただき、承認をいただきましたので、説明した主な内容（図面など個人情報を除く）を紹介します。

1 換地設計(案)に対する意見書への対応

権利者の皆様に換地設計(案)のお知らせや個別説明等をさせて頂き、7件の意見書が提出されました。今回の審議会で採否をお諮りした結果、採択する意見が「4件」、採択を行わない意見が「3件」となりました。

なお、採択された4件の意見については、換地設計の修正を行うこととし、この修正案についても審議会でお諮りし承認をいただきました。

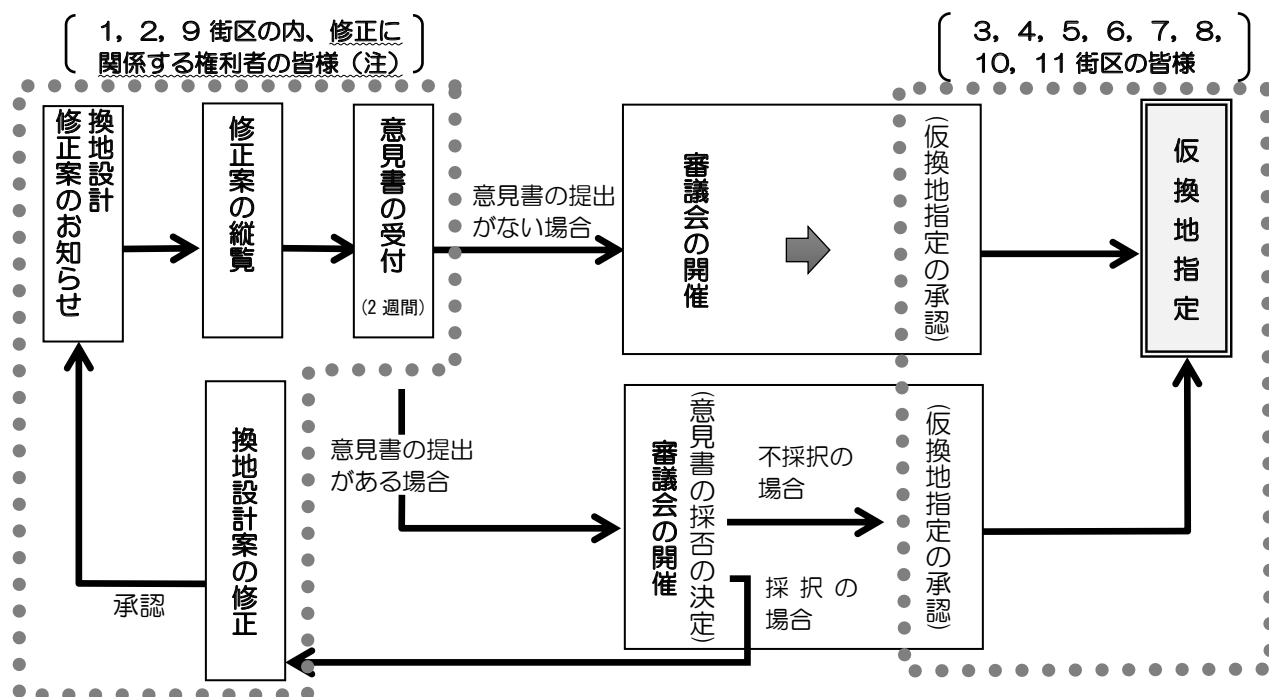
2 仮換地の指定（諮問第3号議案）

意見書の提出がなかった街区、審議会で意見書が採択されなかった街区については、今回、仮換地指定についてご審議いただき、承認をいただきました。

○ 今後の流れ

審議会で仮換地指定の承認が得られた街区（3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11 街区）につきましては、仮換地の指定に向けた手続きを進めます。

換地設計に修正があった街区（1, 2, 9 街区）の内、修正に関する権利者の皆様には、換地設計の修正案のお知らせを6月中旬頃に送付いたします。その後、修正案の縦覧や意見書の受付を行い、意見書の提出状況を踏まえて、再度審議会を開催します。



（注）お知らせ等は、ご自身の換地の位置や面積の修正がある方、また、隣接する権利者に変更があった方が対象です。

※裏面につづく

 仮換地の指定に向けた
手続きを進める街区



■ 勉強会の開催のお知らせについて

今後、仮換地の指定に向けた手続きを進めるとともに、道路や宅地の造成工事に着手するため、第3回目となる「西広島駅北口区画整理事業の勉強会」を、以下の内容で開催します。

1 勉強会の内容

- (1) 仮換地指定について
- (2) 建物移転・造成工事等について

2 開催日時・方法

6月末頃に書面開催を予定しています。

※ 本来であれば、多数の皆様のご参加のもと、勉強会を開催するところですが、この度の新型コロナウイルス感染症の発生の拡大を受け、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」に沿って、書面にて内容のご説明をさせていただきます。

連絡先

広島市 都市整備局 都市機能調整部 西広島駅北口区画整理事務所

担当：笹村、長岡、大田、三浦

電話番号：082-532-5122

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp